

# 秋田県地域防災計画の修正について

総合防災課

## 1 修正の趣旨

災害対策基本法の改正や令和6年能登半島地震等を踏まえた国の防災基本計画の修正等に鑑み、「県地域防災計画」を修正する。

## 2 修正のポイント

|         | 理 由  | 内 容   |
|---------|--|---|
| 被災者への支援 | <b>◆十分な備蓄の確保が必要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>災害時に物資が不足しないよう、平時から、避難生活に必要な物資を十分に備蓄し、適切に管理する必要がある。</li></ul>                    | <b>◆備蓄状況の公表等を追加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>県及び市町村は、物資の備蓄状況について、年に1回、広く住民に公表する。</li><li>県は、入浴設備など、広域的な活用が求められる物資の備蓄に努める。</li></ul>  <p>県備蓄倉庫</p>                                       |
|         | <b>◆良好な避難所環境の整備が必要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>避難所における多様なニーズに対応するため、栄養バランスのとれた温かい食事を提供するとともに、こども・若者の居場所を確保する必要がある。</li></ul> | <b>◆適温の食事の提供や子ども・若者への配慮を追加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>市町村は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める。</li><li>市町村は、キッズスペースや学習スペースの確保に努める。</li></ul>  <p>避難所のテント</p> |
|         | <b>◆福祉的支援の強化が必要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>避難所以外に滞在する被災者に対して、福祉サービスを提供する必要がある。</li></ul>                                    | <b>◆避難所以外へのDWATの派遣を追加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>県は、在宅や自家用車等で避難して生活を続ける要配慮者へ、秋田県災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。</li></ul>  <p>DWATの活動イメージ</p>   |
| 官民連携    | <b>◆地域との連携強化が必要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>被災者支援の充実に向け、地域住民との連携を強化する必要がある。</li></ul>  | <b>◆ボランティア人材の育成等を追加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポートー等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</li></ul>  <p>研修会イメージ (内閣府HP)</p>                                  |